

いじめ防止基本方針（概要版） 大田原市立大田原中学校

全教職員が、「いじめは、人としてやってはならない！」という認識を強く持ち、「いじめはどの子供にも、どの学校においても起こりうる。」という目で、全教職員が「観察力」・「洞察力」・「人権感覚」を磨き、いじめのない学校づくりに、組織をあげて取り組みます。

いじめのない学校づくりに向けて

未然防止

早期発見

早期解決

いじめ・不登校等対策委員会^{*}を核にして、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、必要に応じて組織的な対応を行います。

^{*}校長、教頭、教務主任、副教務主任、学年主任、生徒指導主事等を中心とした委員で構成された組織です。

学業指導・
道徳教育の充実

コミュニケーション能力を育むための取組として、話し合い活動（起翔タイム）等に、意欲的に取り組む生徒を目指します。「特別の教科道徳」の充実を図り、主体的にいじめ問題について考え、議論する生徒を育成します。

人権が守られた
学校づくりの推進

いじめをさせないという人権に配慮した環境づくりに心がけるとともに、互いを認め合える人間関係づくりができる能力を育成します。

保護者・地域との
連携

ホームページや各種たより等を通じて、本校のいじめ防止基本方針を地域に向けて周知します。民生・児童委員連絡協議会を年2回開催し、連携を図ります。

アンケートの実施
教育相談の充実

「学校生活アンケート」「学校生活に関するアンケート」等を実施し、いじめの早期発見に役立てます。また、定期的に教育相談週間を設けることで、生徒が気軽に相談できる体制を整え、安心して学校生活を送れるよう配慮します。

情報交換による
共有

毎週1回「学年主任会」を設定し、生徒の情報を共有し、組織的に対応できる体制を整えます。また、スクールカウンセラーや養護教諭と情報を共有できる体制を整えます。

ネットいじめへの
対応

ネットいじめを発見したり、情報を受けたりした場合には、必要に応じて外部機関との連携を図りながら、当該いじめに関わる情報の削除等を進めていきます。

保護者・生徒への
支援・助言

当該生徒への支援・指導をはじめ、保護者への報告・助言、いじめが起きた集団（観衆や傍観者）への働きかけを行います。また、警察等との連携を図りながら、いじめの解決に向けて対応します。